

意見書

令和3年7月30日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号 107-0052
(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか
住所 東京都港区赤坂1-3-6 赤坂グレースビル
(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじんそふと
うえあきょうかい
かいちょう おぎわら のりお
氏名(注1) 一般社団法人ソフトウェア協会
会長 荻原 紀男
電話番号 03-3560-8440
電子メールアドレス gyomu1@saj.or.jp

「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 中間取りまとめ(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
注3 別紙にはページ番号を記載すること。
-

意見対象項目 (該当箇所)		御意見
該当ページ	該当する記載	
P.3	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、人々の行動が制約される中、非対面・非接触での生活様式を可能とするテレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加し、安定的に大容量のデータをやりとりすることが可能なブロードバンドサービスの提供確保の必要性が一層高まっている。	「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果 (2021年5月分)」によると、固定系ブロードバンド契約者の総トラフィックは2020年5月比で約2倍にまで伸びている。新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等による一時的なトラフィック増加にとどまらず、デジタル活用を基本とする新たな日常、新しい生活様式が定着しつつあることが分かる。新型コロナウイルス感染拡大の脅威が去ったとしても、この傾向が後戻りすることは想像しえないどころか、テレワークの定着に伴うビデオ会議の増加、オンラインイベントのリッチ化などで、更に加速することが考えられる。安定的に大容量のデータをやりとりすることが可能な環境整備は取り組むべき喫緊の課題である。
P.26	テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするため、提供確保すべきブロードバンドについて、一定程度の品質を定めることが考えられる。(中略) 1人当たり、上下数 Mbps 程度 (実効速度) を安定的に確保できることや、通信容量として少なくとも月当たり数十 GB 利用できることが目安になると考えられる	品質として月当たり数十 GB という水準が示されることに賛同する。 働く場所を選ばないオンラインリモートワークの普及は世界的な潮流であり、その中核となるのがクラウド上で動くソフトウェアである。在宅でクラウド上のソフトウェアを不自由なく利用できなければ、テレワークの定着は難しいのではないかと。ブロードバンドの品質を検討するにあたっては、定めた通信速度で、日常的に複数人がテレワークを同時並行することができるかどうか、広く実態調査を行うべきではないかと。
P.54 他	Over The Top 事業者 (インターネットを通じて、メッセージ、音声又は動画などのコンテンツやサービスを提供する事業者。以下、「OTT 事業者」という。)	「インターネットを通じてメッセージ、音声又は動画などのコンテンツやサービスを提供する事業者」をあえて OTT 事業者と定義しているが、「インターネットサービス事業者」などの呼称が一般的ではないかと。

注：適宜欄を追加して御回答ください。